

告 示

埼玉県告示第三百二十号

平成三十年埼玉県告示第千百一号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司